

平成 25 年 4 月 23 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 25 年 4 月 23 日（火）開会：午後 2 時 30 分 閉会：午後 5 時 4 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）

副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）

委員 今村岳司（蒼士会）

大石伸雄（政新会）

西田いさお（むの会）

野口あけみ（日本共産党西宮市議員団）

山田ますと（公明党議員団）

他に、地方自治法の規定に基づき、中川経夫議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

たかはし倫恵、田中正剛、よつや薫

6 一般傍聴者

3 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 大野詔三

次 長 北林哲二

庶務課長 原田順子

議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）政務活動費に関する事項について

政務活動費に関する事項について協議しました。

まず、前回の委員会（4月8日）に引き続き、収支報告書の閲覧等に関する要綱案について協議しました。その結果、閲覧場所は「議長が別に定める場所」とすることで、全委員がこれを了承され、本件要綱案については、本案で了承されました。

また、議長勧告、要綱と規則の整理については、次回事務局から原案を出して協議を進めることとされました。

次に、政務活動費の統一書式について、事務局から統一書式案の説明がありました。各委員はこれを持ち帰り、意見等を提出することとなりました。

次回の委員会（5月10日）で引き続き協議することとされました。

(2) 議会基本条例について

議会基本条例（以下「条例」という）について協議しました。

条例に定める小理念「議員報酬」については、以下の条文案で仮決定されました。

なお、 の条文は、事務局で総務局法制担当と表現の確認を行なうこととされました。

議員は、本条例に掲げるところの議会の一員である対価として報酬を得る。

議員報酬の額は西宮市特別職報酬等審議会答申を尊重した市当局提案を受け、条例においてこれを定めるとともに、その支給等は西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例による。

議員報酬の支給の制限については西宮市議会議員の議員報酬等の支給等の制限に関する条例による。

議会は、以下に該当するときには議員報酬の自主減額について協議を行なうものとする。

一、災害等不足の事態によって市の財政が著しく悪化した、若しくは悪化が見込まれるとき

二、市の財政が一定以上悪化し、行財政改革が実施されるとき

次に、条例に定める小理念「委員会」について、協議を行ないました。各委員から聴取した意見を基に改定した条文案を事前配布し、各委員はそれに対する意見を提出することとなりました。

次回の委員会で引き続き協議することとされました。

(3) 議会役職について

議会役職について、協議しました。

正副委員長の選び方について、バランスとして希望者を退けてでも、希望を出していない会派にエントリーをさせるべきとの感覚はないこと、一方、同じポジションに複数エントリーがあった場合の調整は、バランスは考え得ることを確認しました。

また、エントリーのやり方はポジションごととし、エントリーがなかった場合は、一旦ペンディングにし、他のポジションを決めた後に、再エントリーとすることとされました。

次に、役職の兼職の可否について、事務局から説明がありました。法令上兼職ができないものを除く役職の兼職を認めるかについて、協議を行ないました。

次回の委員会で引き続き協議することとされました。

正副議長の選び方については、本日は協議を行ないませんでした。これについては、次回の委員会で各委員から意見を提出することとなりました。

(4) 議会事務局の強化について

議会事務局の強化について、協議しました。

議会事務局の強化について各派の意見を聴取し、強化すべき内容としては、法制、調査能力、委員長のサポートが、合理化すべき内容としては議員の雑務が挙げられました。

次回の委員会で引き続き協議することとされました。

(5) 議場音響設備の改修について

議場音響設備の改修について、協議しました。

まず、議場音響設備の改修について、事務局から説明がありました。現状の音響設備において改善を求める事項、付加して欲しい機能について各派の意見を聴取しました。議場音響設備については、平成 26 年度から設備を切り替える予定で調整を始めることとし、全委員がこれを了承されました。

(6) その他

(1) 正副委員長職務の検証について

正副委員長の職務の検証として、常任委員会と病院問題特別委員会の正副委員長に確認をした結果について、事務局から説明を受けました。正副委員長は、報告書又は提言書など、委員会の活動記録のまとめを作成することについての確認を行ないました。

次回以降の委員会の日程

平成 25 年 5 月 10 日 (金) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 4 時

平成 25 年 5 月 23 日 (木) 午前 9 時 30 分 ~ 正午

平成 25 年 6 月 12 日 (水) 午前 9 時 30 分 ~ 正午

以 上